

# 様式 1 公表されるべき事項

## 独立行政法人平和祈念事業特別基金の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬については、総務省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、理事長がその者の職務実績に応じ、増減することができる制度となっている。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に合わせ、俸給月額を俸給月額に100分の9.77(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減じ、839,000円から757,030円に引下げた。また、特別調整手当も当該役員の俸給月額に対する特別調整手当の月額に支給減額率を乗じて得た額を減じた。

理事

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に合わせ、俸給月額を俸給月額に支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じ、737,000円から664,996円に引下げた。また、特別調整手当も当該役員の俸給月額に対する特別調整手当の月額に支給減額率を乗じて得た額を減じた。

理事(非常勤)

該当なし

監事

該当なし

監事(非常勤)

・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に合わせ、非常勤役員手当を月額34,900円から31,500円に引き下げた。

#### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 14,522	千円 9,084	千円 3,545	千円 1,631 262 (特別調整手当) (通勤手当)		3月31日	
理事	千円 12,612	千円 7,980	千円 3,113	千円 1,433 86 (特別調整手当) (通勤手当)		3月31日	◇
A監事 (非常勤)	千円 575	千円 575	千円	千円 ( )		3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 441	千円 441	千円	千円 ( )		3月31日	

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄にしている。

注3:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

#### 3 役員退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事A (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	
監事B (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。該当がない場合は該当者なしと記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄にしている。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期計画期間中において、中期計画に基づく人件費の適正な管理を行うとともに、業務の効率化を推進し、人件費の削減に努める。

#### ② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条を基本とし、従来どおり人事院勧告に準拠して、国家公務員の給与構造改革に準じた給与体系の見直しを行っていく。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

独立行政法人平和祈念事業特別基金職員給与規程に基づき、1か年良好な成績で勤務した者を昇給させるとともに、職員の勤務成績に応じて支給する勤勉手当についても、その趣旨により職員の勤務成績がより一層的確に反映されるよう運用する。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	勤勉手当の算定にあたっては、理事長が勤務成績に応じて個別にその都度定める成績率を乗ずることとしている。
俸給	1か年良好な成績で勤務した者を昇給させる。

#### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。

(職員について)

・実施期間:平成24年4月～26年3月

・俸給表関係の措置の内容:俸給月額 7級以上(▲9.77%)、3級から6級まで(▲7.77%)、2級以下(▲4.77%)

・諸手当関係の措置の内容:役職手当(一律▲10%)、期末手当及び勤勉手当(一律▲9.77%)、特別都市手当等の俸給月額に連動する手当(期末・勤勉手当を除く)の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出

(役員について)

・「職員について」と同様

・なお、給与再精査に係る給与水準の見直しについては、平成24年度の年齢・地域・学歴勘案指数が101.0、また、地域勘案指数は95.1であり、概ね適正な水準となっていることから、実施していない。

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

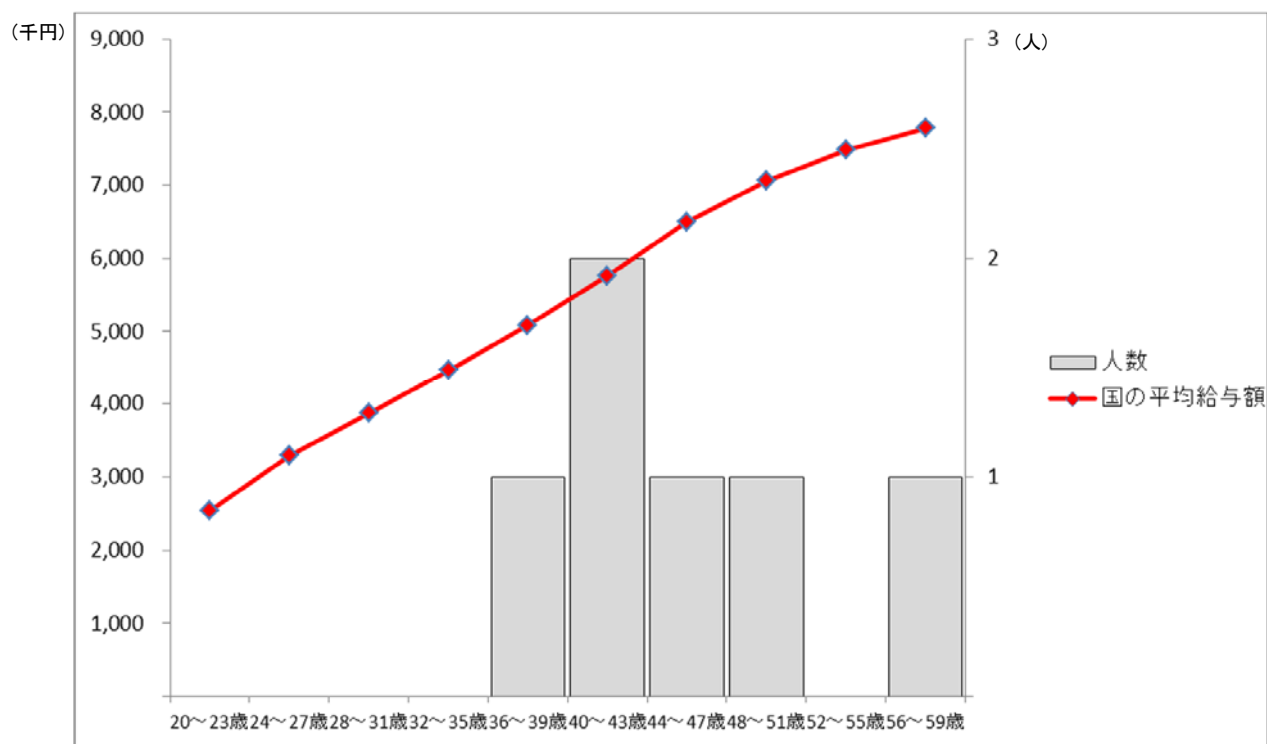
区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	9	52.2	7,503	5,637	144	1,866
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	9	52.2	7,503	5,637	144	1,866

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	49.3	3,537	2,799	127	738
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	49.3	3,537	2,799	127	738

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:研究職種、医療職種等該当者がいない区分職種は表中から削除している。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:各年齢階層の該当者は2名以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから平均給与については表示していない。

注3:各年齢階層の該当者は4名以下のため、第1四分位、第3四分位は表示していない。

注4:事務・技術職員9名であるが、3名は60歳以上のため表に記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
		人	千円	千円	千円
部長	2	—	—	—	—
参事	1	—	—	—	—
副参事	4	49.3	—	7,399	—
上席主査	2	—	—	—	—

注1:部長、参事及び上席主査は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから平均年齢及び給与額については表示していない。

注2:各職位はいずれも、4名以下のため、第1・第3分位は記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年3月31日現在)(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		部長	部長	部長	参事	参事
人員 (割合)	9人 ( )	人 ( )	人 ( )	2人 ( 22.2 %)	人 ( )	1人 ( 11.1 %)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		副参事	上席主査	上席主査	主査	主査
人員 (割合)	4人 ( 44.4 %)	人 ( )	人 ( )	2人 ( 22.2 %)	人 ( )	人 ( )
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円

注:部長、参事及び上席主査は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については表示していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 56.8	% 61.1	% 59.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 43.2	% 38.9	% 40.9
		%	%	%
	最高～最低	46.4～34.8	41.8～31.3	44.0～33.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 62.8	% 67.0	% 65.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.2	% 33.0	% 35.0
		%	%	%
	最高～最低	38.7～35.0	35.0～31.4	36.7～33.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

109.2

対他法人(事務・技術職員)

102.3

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 109.2
	参考 地域勘案 95.0 学歴勘案 113.4 地域・学歴勘案 101.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣による検証結果】 法人の給与水準は、対国家公務員指数が109.2であるが、法人は東京都新宿区に所在しており、地域を勘案した指数では95.0、地域・学歴を勘案した指数では101.5であり、概ね適正な給与水準になっていると考えている。また、学歴勘案指数は113.4であるが、指数の算出対象人員が6人と少ないこと及び法人解散を目前とし、国からの出向職員の中で、業務に精通した給与水準の高い人材が残ったことが指数を高くした要因と考えられる。なお、職員の確保については、法人独自の採用ではなく、国との人事交流に拠らざるを得ない特殊事情から、法人独自の努力では指数の改善は困難な状況にあった。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 0.0% (国からの財政支出額 0千円、支出予算の総額 1,947,137千円：平成24年度予算)
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)
講ずる措置	法人は平成25年4月1日をもって解散したため、具体的措置は講じない。

【給与水準が国を上回る場合(対国家公務員指数100以上)】

項目	内容
支出総額(H24決算ベース)に占める給与、報酬等支給総額の割合	14.7% (101,049千円/686,655千円)【平成24年度】
管理職の割合	0% (0/6人)【平成25年3月31日現在】(60歳以上の職員は除く。)
大卒以上の高学歴者の割合	0% (0/6人)【平成25年3月31日現在】(60歳以上の職員は除く。)

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平 成20年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	101,049	144,619	△ 43,570 (△30.1)	△ 79,541 (△44.0)
退職手当支給額 (B)	4,998	0	4,998 100	△ 5,547 (△52.6)
非常勤役職員等給与 (C)	26,268	64,619	△ 38,351 (△59.3)	△ 178,670 (△87.2)
福利厚生費 (D)	15,117	29,194	△ 14,077 (△48.2)	△ 25,252 (△62.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	147,432	238,432	△ 91,000 (△38.2)	△ 289,010 (△66.2)

#### 総人件費について参考となる事項

・給与、報酬等支給総額が減少したのは、主な要因として、特別給付金支給事業の受付終了に伴う業務量の減少等により、国からの出向者が出向元に異動し、職員数が減ったことがあげられる。

・退職手当支給額が増加したのは、法人の解散により、職員3名が退職したことによる。(国からの出向者を除く。)

・非常勤役職員等給与が減少した要因は、22年度から始まった特別給付金支給事業の受付終了に伴い業務量が減少し、長期及び短期非常勤職員を業務量に応じて、順次減員したこと等によるものである。

・上記の結果、最広義人件費も減少したものである。

・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

○実施期間：平成24年4月～26年3月

○俸給表関係の措置の内容：俸給月額 7級以上(▲9.77%)、3級から6級まで(▲7.77%)、2級以下(▲4.77%)

○諸手当関係の措置の内容：役職手当(一律▲10%)、期末手当及び勤勉手当(一律▲9.77%)、特別都市手当等の俸給月額に連動する手当(期末・勤勉手当を除く)の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出

なお、上記による削減額は、役員2,909千円、職員6,861千円であった。

・「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、25年1月から段階引下げ措置に合わせ、支給割合に100分の98を乗じて得た金額に引き下げた結果、退職者3名の手当額について、102千円削減することができた。

### IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、25年1月から以下の措置を講ずることとした。

・役職員の退職手当について、引下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要：段階的な引下げ措置にあわせ、支給額に100分の98を乗じて得た金額。

職員に関する講じた措置の概要：段階的な引下げ措置にあわせ、支給割合に100分の98を乗じて得た金額。